

道南ロイヤル病院 (介護予防) 通所リハビリテーション 重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名	道南ロイヤル病院
開設年月日	昭和6年1月 (法人設立 平成5年12月)
所在地	〒049-4501 久遠郡せたな町北檜山区北檜山322-4
施設面積	3062.9m ²
施設建物	1784.4m ²
電話番号	(代表) 0137-84-5011
開設者	会長 中村 哲也 (医師)
管理者	松井 郁一
事業所名	道南ロイヤル病院 (介護予防) 通所リハビリテーション
開設年月日	平成30年4月1日
事業所番号	0111710364

(2) 事業の目的

道南ロイヤル病院 (介護予防) 通所リハビリテーションは、事業者の従業者が、要介護又は要支援の利用者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(3) 運営の方針

事業所は、利用者である要介護者等の意志及び人格を尊重し常に利用者本位の通所リハビリテーションサービス (以下「サービス」という。) に努める。要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう理学療法等の必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能回復維持及び日常生活の維持改善を図るものとする。

事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター、居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(4) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容
医師	1名以上		医学管理一般
看護職員			看護業務
理学療法士	2名以上		理学療法及びリハビリテーション業務
作業療法士			作業療法及びリハビリテーション業務
言語聴覚士			言語聴覚療法及びリハビリテーション業務
介護職員	1名以上		介護業務
管理栄養士	1名以上		栄養指導等業務
事務職員	5名以上		請求業務及び管理一般
技能員	2名以上		運転業務

(5) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日～土曜日 (12月31日～1月3日を除く)

営業時間 午前 8:30～17:30

(6) 定員

1単位につき 30名

(通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション利用者の合算人数)

2. サービスの内容

- (1) 通所リハビリテーションサービスの内容
 - イ、機能訓練（理学療法、運動療法等）
 - ロ、日常生活活動の低下予防
 - ハ、介助・介護（移動、移乗、排泄介助等）
 - ロ、日常生活活動の低下予防
 - (2) 介護予防通所リハビリテーションサービスの内容
 - イ、運動器機能向上訓練（運動器機能向上計画に基づいた訓練）
 - (3) 共通するサービスの内容
 - イ、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画の立案、作成
 - ロ、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づいた支援
 - ハ、送迎サービス（居宅と事業所間の送迎）
 - ニ、医学的管理、看護（血圧測定等の健康確認等）
 - ホ、相談援助サービス
 - ヘ、その他
- ※ その他サービスの中には、別途料金をいただくものもありますので職員までご確認下さい。

3. 利用料及びその他の費用

- (1) 通所リハビリテーション ・・・ 別紙参照のこと
- (2) 介護予防通所リハビリテーション ・・・ 別紙参照のこと

4. サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 利用初日に連絡帳をお渡ししますので次回より忘れずにお持ちください。
- (2) 連絡帳に在宅での利用者の心身の状況の変化、もしくは特にお気づきの事柄について記入していく欄がございますのでご活用下さい。
- (3) 体調不良、もしくは何らかの事象により利用をキャンセルされる際は利用日当日 8：30まで事業所にご連絡下さい。
- (4) 契約の更新、終結について
 - イ、利用者が介護認定区分において要支援 1・要支援 2 に該当されかつ、介護予防支援サービス計画書において当事業所に位置付けられた場合、契約は自動更新するものとします。
 - ロ、利用者が介護認定区分において要介護状態に該当されかつ、居宅介護支援サービス計画書において当事業所に位置付けられた場合、契約は自動更新するものとします。
 - ハ、利用者が介護認定区分において自立に該当された場合は契約は自動終結するものとします。

5. 入院時・一時的な利用中止の際の対応について

入院などで長期的な利用中止となった場合、原則として 1 ヶ月以上の期間が見込まれた場合、利用枠を使用させていただく場合があります。

6. 非常災害対策

当施設では、利用者の安全確保という観点から非常災害に備えて消防計画を作成し、避難訓練及び消火訓練、通報訓練を消防機関の協力のもと実施しております。

- (1) 防火訓練年 2 回実施。
- (2) 防災設備としてスプリンクラー、消火器等。

7. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに利用者及び利用者の家族へ連絡するとともに、道南ロイヤル病院及びかかりつけ医療機関、又は主治医に連絡をとる等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族へ連絡するとともに、関係市町村、道南ロイヤル病院及び係りつけ医療機関、又は主治医に連絡をとる等必要な措置を講じます。

9. 虐待の防止

利用者に対する虐待を早期に発見し、迅速かつ適切な対応を図るための措置を講じています。

10. サービスの利用にあたっての禁止行為について

当事業所は、利用者又はご家族から従業員に対する以下の行為が明らかとなった場合には、利用契約を終了することがあります。

- ① 従業員に対して行う暴言・暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- ③ 従業員の身体及び財物の損傷、又は破壊する行為。

11. その他の重要事項

施設では感染が蔓延する事がないよう感染予防に務めておりますが、不測の事態により感染者が発生した場合は、関係機関に連絡をとり、感染予防マニュアルに基づき適切な措置を講じます。発生時には、施設職員の指示に従われるようご協力下さい。